

南関町議会告示第1号

南関町議会ハラスメント根絶条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月7日

南関町議会議長 立山 秀喜

南関町議会ハラスメント根絶条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南関町議会ハラスメント根絶条例（令和6年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
(相談時の処理)

第3条 条例第7条第1項に規定する書面による申立人は、ハラスメント申立書（様式第1号）を、条例第6条第1項に規定するハラスメント相談窓口へ提出することにより行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定による相談者からの事情の聴取は、2人以上の職員により行うものとする。

3 ハラスメント相談窓口の職員（以下「窓口職員」という。）は、前項の規定により事実関係を確認したときは、ハラスメント事実関係等記録簿（様式第2号）に記録するとともに、議長及び町長へ報告するものとする。

4 ハラスメント相談窓口は、ハラスメントが生じている場合だけでなく、ハラスメントを未然に防止する観点から、その発生のおそれがある場合又はハラスメントに該当するか明確でない事案についても、苦情等として受け付けるものとする。

(ハラスメント第三者調査委員会)

第4条 条例第7条に規定するハラスメント第三者調査委員会（以下「委員会」という。）は、議長と町長が選考し、町長が委嘱する調査委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる委員4名をもって組織する。

(1) ハラスメントに関して識見を有する者

(2) 必要に応じて弁護士

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 委員長は、条例第11条第の規定による報告を受けたときは、会議を招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員がハラスメントの当事者となっている場合は、当該委員の会議への出席を停止しなければならない。

3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

4 委員長は、会議の経過及び結果を、調査及び審議結果報告書（様式第3号）により、議長及び町長に報告しなければならない。

(必要な措置)

第6条 委員会は、当事者への指導、助言等により当該苦情等を解決するよう努めなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は議長及び町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

ハラスメント申立書

申立の日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
申立者又は 関係者	所 属	
	職名・氏名	
申 立 先	所 属	
	職名・氏名	
内 容 等		
申立者又は 関係者の意向		

様式第2号（第3条関係）

ハラスメント事実関係等記録簿

日 時	年 月 日 午前・午後 時 分	
場 所		
相談窓口の 職員氏名		
事情聴取の 相手方氏名	所 属	
	職名・氏名	
確認事項		
備 考		

様式第3号（第5条関係）

調査及び審議結果報告書

<p>申立の日時</p>	<p>年 月 日 午前・午後 時 分</p>		
<p>申立者又は 関係者</p>	<p>所 属</p>		
	<p>職名・氏名</p>		
<p>申 立 先</p>	<p>所 属</p>		
	<p>職名・氏名</p>		
<p>内 容 等</p>			
<p>指導、助言、 是正等</p>			